

新型コロナウイルス感染症緊急対応策について（意見）

令和 2 年 3 月 5 日
地方税財政常任委員会委員長
富山県知事 石井 隆一

政府においては、新型コロナウイルス感染症の国内の感染拡大の防止に向けて、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の春休みに入るまでの臨時休校の要請や学童保育の対応への支援、保護者の休業に伴う所得補償のための助成金の創設、雇用調整助成金を活用した中小企業等への支援、PCR検査の能力拡大や医療保険の適用、感染症指定医療機関を中心とした医療提供体制の拡充等の各般の措置を講じ、今月 10 日までに、2,700 億円超の令和元年度予備費を活用し、第 2 弾となる緊急対応策を取りまとめることを安倍内閣総理大臣が表明されている。

これらの感染拡大の防止対策等の実施に際しては、地方公共団体が、国と連携して、現場の実情等を踏まえた弾力的・効果的な対応を迅速に行うことができる制度設計を講じていただくとともに、地方独自の取組みも含めて、地方公共団体が実施する各般の対策に係る財源については、政府の責任において国の交付金により全額を補てんするなど、地方の財政運営に支障が生じないように国に対して強く求めるべきである。

また、今後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が地域経済に与える影響をできる限り抑制する観点から、国においては、ホテル・旅館など観光関連産業も含めた消費の喚起、需要の拡大等に向けて、総合的かつ積極的な経済対策を講じ、その際には、地域経済の活性化とともに地方財政の運営に支障が生じないように十分配慮することを国に対して求めるべきである。

なお、各都道府県が感染症対策等に既に要した または 今後要すると見込まれる経費（一般財源）については、国の動向を踏まえながら、必要に応じて、今後、関係する各常任委員会等ともよく連携して機動的にアンケート調査を実施したいと考えており、その際にはご協力をお願いしたい。